



報道関係者 各位

令和元年8月5日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 近藤慎次郎

地方主任賃金指導官 山田ゆみ子

電話番号 052-972-0257

愛知県最低賃金の改定について（8月5日答申）

時間額 926円へ引き上げ

- 1 愛知地方最低賃金審議会（会長 服部一郎）は、本年7月3日、愛知労働局長から「愛知県最低賃金の改正決定」に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本日（8月5日）、愛知労働局長に対し、現行の愛知県最低賃金時間額898円を28円引上げ、時間額926円へと改定する旨の答申を行った。（裏面参照）
- 2 本答申を受けて愛知労働局長は、答申内容の公示、官報掲載など発効のための所定の手続を行う。
本答申について、異議申出（8月20日まで）に関する手続きを経た上で、10月1日から効力が発生する予定である。
- 3 愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「愛知県最低賃金」である。「特定（産業別）最低賃金」については、今後、同審議会において改定の審議が行われる。

「愛知県最低賃金」改正決定状況

令和元年 8 月 5 日 答申

	現行最低賃金額 (発効日 H30・10・1)	答申最低賃金額 (発効日 R01・10・1 予定)			参 考
		引上額	引上率	前年の 引上額	
時間額	8 9 8 円	9 2 6 円	2 8 円	3 . 1 2 %	2 7 円

(参 考)

- 1 平成 28 年 6 月 1 日現在の愛知県の事業所数は、32 万 5300 事業所、従業者数は 380 万 4470 人である。(平成 28 年経済センサス-活動調査)
- 2 現行の愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページにおいて情報提供している。

愛知県の最低賃金

事業場内掲示用

資料
1

使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

【地域別最低賃金】…効力発生日:平成30年10月1日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	898	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

【特定最低賃金】…効力発生日:平成30年12月16日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	957	<p>左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。</p> <p>ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。</p> <p>適用除外労働者</p> <ol style="list-style-type: none"> 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 <ul style="list-style-type: none"> 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	928	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	901	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。 自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	936	
自動車(新車)小売業	921	

必ずチェック
最低賃金
使用者も、労働者も。



(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
臨時に支払われる賃金(結婚手当等) 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) 時間外労働・休日労働に対する賃金 深夜労働に対する割増賃金 精皆動手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索



愛知労働局は、働き方改革を通じた
人材確保対策 『AICHI WISH』
を実施しています。

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

最低賃金制度について

愛知労働局労働基準部賃金課

1 最低賃金審議会とは何か。

最低賃金審議会は、厚生労働省に設置される中央最低賃金審議会と都道府県労働局に設置される地方最低賃金審議会があります。

いずれの最低賃金審議会も、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の3者で構成されており、最低賃金に関する重要事項を調査審議します。

委員は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命しますが、労働者を代表する委員は関係労働組合からの、使用者を代表する委員は関係使用者団体からの推薦があった候補者の中から任命することとなっています。

2 地域別最低賃金はどのようにして決められているか。

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

3 地域別最低賃金の決定基準は何か。

地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

4 中央最低賃金審議会から出される目安とは何か。

中央最低賃金審議会では、昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、47都道府県をAからDの4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安の金額を提示しており、地方最低賃金審議会では、これを審議の参考としています。

5 目安と地域別最低賃金額改定との関係は何か。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示されるものであって、これを拘束するものではないとされています。

6 最低賃金の対象となる賃金は何か。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

7 適用される対象者は誰か。

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一方、特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。)